

島原市に住もう！

市有地好評分譲中！

安中地区（９区画）
坪単価（3.3㎡）　３万円～５万円台

仁田住宅団地（27 区画）
坪単価（3.3㎡）　３万円台

※分譲地の面積や価格などは市ホームページでご確認ください

平成 27 年１月に市有地（仁田住宅団地・安中地区）の価格を見直し分譲しています。
また、この分譲地を購入した人や分譲地に家を建てた人に対し次のような奨励金制度があります。
新築を考えている皆さん、ぜひ、ご検討ください。

①市有地分譲地売却促進奨励金

分譲地を購入した人（法人を含む）に土地購入代金の 10%（千円未満切捨）を交付します。

▶申請期間　売買契約日から１年以内

②定住促進（新築）奨励金

本人または親族が購入した分譲地の売買契約日から、３年以内に住居を新築して住民登録をした人に、次のうち少ない額を交付します。

○住宅建築契約のうち、本人が負担した額の 10%（千円未満切捨）

○ 50 万円（市内事業者施工の場合）または 30 万円（市外事業者施工の場合）

▶申請期間　定住した日から１年以内

③定住促進（若年世帯移住）奨励金

購入した分譲地に家を新築し、県外から初めて島原市に移住した、配偶者および小学生以下の同居家族がいる 40 歳以下の人に、土地購入代金のうち本人が負担した額（１万円未満切捨）を上限として、①の金額を定住の翌年度から最長９年間交付します。

※最長９年間受けると、①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります

※該当者が複数の場合は抽選となります

▶申請期間　定住した日の翌年度の 10 月１日から３月 31 日まで



①～③共通事項

▶申込方法　契約管財課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申し込んでください。申請書は市ホームページ（http://www.city.shimabara.lg.jp/）からもダウンロードできます

▶申し込み・問い合わせ先　契約管財課財産管理班（☎ 63-1111 内線 261）